



# 長野県介護テクノロジー一定着支援事業補助金(令和7年度版)

## 趣旨

介護ロボットや ICT 機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じ、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

### (1) 介護ロボット等(補助金上限:500 万円)

#### ア 介護ロボット

次の要件を満たす介護ロボットであること。

経済産業省と厚生労働省が定める①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④入浴支援、⑤見守り・コミュニケーション、⑥介護業務支援、⑦機能訓練支援、⑧食事・栄養管理支援、⑨認知症生活支援・認知症ケア支援の「介護テクノロジー利用の重点分野」のいずれかに該当。

#### イ その他

アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等を対象とする。

(ア) 移乗や移動を支援する機器で、重点分野に該当しない機器(床走行式リフト等)

(イ) 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器

(一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能を備えた配膳車や配膳ロボット等)

(ウ) 生産性向上に資する福祉用具(例えば訪問介護事業所で使用するスライドボード等)

(エ) 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器(インカム等)

(オ) バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等)

(カ) バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

### (2) ICT(介護ソフト等)(補助金上限:250 万円)

介護事業所での業務を支援するソフトウェア(「介護テクノロジー利用の重点分野」⑥介護業務支援に該当)であって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないこと)。

### (3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入(補助金上限:1,000 万円)

#### ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

(1)及び(2)で定める対象経費に該当するもので、「介護業務支援」に該当する介護テクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の支援を行う。

#### 【認められる例】

- ・「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護記録ソフト+介護請求ソフト 等

※(1)から(3)により算出した額と、1事業所ごとの基準額 1,000 万円を比較して少ない方の額を補助額とする。



社会福祉法人

依田窪福祉会